

F A X 送 付 書

平成15年8月22日

弁護士 蔭山 文夫 先生

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-12-9
喜多ビル3F

小林法律事務所

TEL: 03-3980-2001・FAX: 03-3980-3002

弁護士 小林 康 志

◎ 弁護士 小林 幸 与

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記書類をご送付申し上げますので、宜しくご査取下さるようお願い申し上げます。

敬具

記

返差押決定

1通

※ 先生のご協力の賜で、決定を出して頂くことができました。

ありがとうございます。

※ ところで、現在違法高利貸者(ヤミ金の類)から当院の依頼者へ
貸金請求訴訟提起を以て(しかし弁護士が代理人付)元本返還義務の

点と争点の7つを、いす。東京高判H14-103(判時1804-41)

以外に参考となる判例をご存じでしたら、ご教示ください。

※ 973(TEL078-575-0316)というヤミ金の情報を

お知らせしたら、教示下さい。

本誌を含めて7枚送付致しました。

仮差押決定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

請求債権の表示

別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の平成15年(ヨ)第48号債権仮差押命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に代わり第三者弁護士小林幸与に

金10万円の

担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者らに対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者らは、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。

債務者は、上記請求債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消を求めることができる。

平成15年8月22日

横浜地方裁判所相模原支部

裁判官 安藤 祥一郎

当事者目録

〒228-0802 神奈川県相模原市 [REDACTED]
債権者 [REDACTED]

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3丁目12番9号喜多ビル3階
小林法律事務所 (送達場所)
TEL 03 (3980) 3900 FAX 03 (3980) 2298

債権者代理人

弁護士 小林 幸 与

住所不明 (携帯番号090-4457-3436)

債務者 ミネタキアキオことトータルクレ
ディミネタキアキオことハマザ
キイツミことマックストリヤマ
コウイチことネット

〒153-0061 東京都目黒区中目黒3丁目1番30号
第三債務者 目黒信用金庫
上記代表理事 伊 藤 昌 明

(送達場所)

〒142-0061 東京都品川区小山台1-11-16
目黒信用金庫不動前支店

〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子2丁目11番地1
第三債務者 川崎信用金庫
上記代表理事 寺 尾 嘉 剛

(送達場所)

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口4-18-34
川崎信用金庫高津支店

〒160-8431 東京都新宿区西新宿5丁目9番2号

第三債務者 株式会社 八千代銀行
上記代表者代表取締役 藤 山 智 昭

(送達場所)

〒228-0803 神奈川県相模原市相模大野3-1-5

株式会社 八千代銀行相模大野支店

請求債権目録

1 金162万4000円

但し、債権者が債務者より、平成12年1月から平成13年2月頃の間合計金51万3000円を借り受け（法律上は無効）、同年1月6日から平成15年4月30日の間に合計金213万7000円を支払ったことに基づき、債権者が債務者に対して有する金162万4000円の不当利得返還請求権。

仮差押債権目録

1 金77万2000円

債務者が第三債務者（目黒信用金庫不動前支店）に対して有する下記銀行口座の預金のうち、頭書金額に満つるまで。

記

目黒信用金庫不動前支店

普通預金 103833

ハマザキ イツミ

2 金66万2000円

債務者が第三債務者（川崎信用金庫高津支店）に対して有する下記銀行口座の預金のうち、頭書金額に満つるまで。

記

川崎信用金庫高津支店

普通預金 801540

ハマザキ イツミ

3 金19万円

債務者が第三債務者（株式会社八千代銀行相模大野支店）に対して有する下記銀行口座の預金のうち、頭書金額に満つるまで。

記

八千代銀行相模大野支店

普通預金 658845

ネット

これは正本である。

平成15年8月22日

横浜地方裁判所相模原支部

裁判所書記官 長 網 篤 樹



(民印723)

①

仮 差 押 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の平成15年(ト)第10号債権仮差押命令申立事件について、
当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に金1万円の担保を立てさせ
て、次のとおり決定する。

主 文

債権者の債務者に対する上記債権の執行を保全するため、債務者の第三債
務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。

債務者は、上記請求債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又は
その執行処分の取り消しを求めることができる。

平成15年2月13日

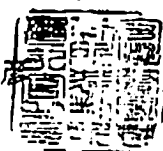
宮崎簡易裁判所

裁判官 寺 尾 富士男

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 長 友 善



当事者目録

〒 [REDACTED]
 宮崎県 [REDACTED]
 債 権 者 [REDACTED]

〒880-0873
 宮崎県宮崎市堀川町15番地2
 電 話：0985-27-2229
 上記債権者代理人 弁護士 松 岡 茂 行
 同 弁護士 三 島 里 都 子

住所不詳
 電 話：03-[REDACTED]
 FAX：03-[REDACTED]
 債 務 者 [REDACTED] こと
 [REDACTED]
 カナ

〒160-0022
 東京都新宿区新宿5丁目9番2号
 第三債務者 株式会社八千代銀行
 上記代表者代表取締役 藤 山 智 昭

(上記送達場所)

〒170-0013
 東京都豊島区東池袋2丁目61番3号
 株式会社八千代銀行 東池袋支店
 電話：03-3983-3221

請求債権目録

1 金19万2000円

ただし、債権者が債務者より、平成14年12月6日、金4万円を借り受け、それらの利息及び元金と称して、平成14年12月10日に金8万円を支払ったこと、及び平成14年12月20日に5万円を借り受け、それらの利息及び元金と称して、平成14年12月27日から平成15年1月16日まで合計11万2千円を支払ったことについて、上記金銭消費貸借が、出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反し、かつ無効であることに基づく、債権者の債務者に対して有する19万2千円の不当利得返還請求権。

仮差押債権目録

金19万2000円

ただし、債務者が第三債務者（東池袋支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、頭書金額に満つるまで。

記

株式会社八千代銀行 東池袋支店

□座種類 普通預金

□座番号

□座名義

かろろ

以上

仮 差 押 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の平成15年(ト)第25号債権仮差押命令申立事件について、当裁判所は、債権者らの申立てを相当と認め、債権者らに各金7万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債権者らの債務者に対する上記債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。

債務者は、上記請求債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取り消しを求めることができる。

平成15年4月14日

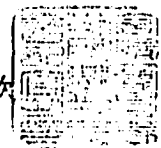
宮崎簡易裁判所

裁判官 木 脇 文 三

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 玉 井 民 次



当 事 者 目 録

〒880- [redacted] [redacted]
債 権 者 [redacted]

〒880- [redacted] [redacted]
債 権 者 [redacted]

〒880-0804 宮崎市宮田町11番32号 正カビル3階1号 (送達場所)
電 話 0985-22-0825
FAX 0985-22-0840
上記債権者代理人弁護士 宮 田 尚 典

住 居 所 不 明
債 務 者 [redacted]

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
第 三 債 務 者 株式会社三井住友銀行
上記代表者代表取締役 西 川 善 文
(送達場所)

〒110-0016 東京都台東区台東四丁目11番4号
株式会社三井住友銀行 上野支店

請求債権目録(債権者[REDACTED]分)

金25万円

但し、債権者[REDACTED]の債務者に対する、下記不法行為責任(民法709条)に基づく損害賠償請求権の内金

記

債権者[REDACTED]が、平成15年3月4日、ヤミ金との交渉を弁護士に依頼し、同日、依頼を受けた債権者ら代理人弁護士が、その日のうちにヤミ金各業者に受任の通知をしていたにもかかわらず、その7日後である平成15年3月11日から、債務者は、毎日のように、電話をもって債権者への直接取立を行いつづけただけでなく、父である債権者[REDACTED]や近所の住民へも電話を何度もかけるといった貸金業規制法21条(金融庁事務ガイドライン三-二-二)の趣旨に違反する社会的相当性を大きく逸脱した取立行為をしたほか、債務者がすし屋に電話してすしの出前を債権者[REDACTED]宅へ届けさせ、その代金を債権者らに払わせるなどの嫌がらせを数回にわたり繰り返すという不法行為をし、その結果、債権者[REDACTED]は、金20万円に相当する精神的苦痛と弁護士費用5万円の合計金25万円の損害を受けている。

請求債権目録 (債権者[]分)

金25万円

但し、債権者[]の債務者に対する、下記不法行為責任(民法709条)に基づく損害賠償請求権の内金

記

債権者[]と父である債権者[]が、平成15年3月4日、ヤミ金との交渉を弁護士に依頼し、同日、依頼を受けた債権者ら代理人弁護士が、その日のうちにヤミ金各業者に受任の通知をしていたにもかかわらず、その7日後である平成15年3月11日から、債務者は、毎日のように、電話をもって債権者[]宅への直接取立を行いつづけただけでなく、債権者[]の近所の住民へも電話を何度もかけるといった貸金業規制法21条(金融庁事務ガイドライン三-二-二)の趣旨に違反する社会的相当性を大きく逸脱した取立行為をしたほか、債務者が債権者[]宅にまで電話して取立てるという不法行為をし、その結果、債権者[]は、金20万円に相当する精神的苦痛と弁護士費用5万円の合計金25万円の損害を受けている。

仮差押債権目録 (債権者 [REDACTED] 分)

金 25 万円

ただし、債務者が第三債務者（上野支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、頭書金額に満つるまで。

記

口座種類	普通
口座番号	[REDACTED]
口座名義	[REDACTED]

仮 差 押 債 権 目 録 (債権者[REDACTED]分)

金 2 5 万 円

ただし、債務者が第三債務者（上野支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、頭書金額に満つるまで。

記

口座種類	普通
口座番号	[REDACTED]
口座名義	[REDACTED]

平成 15 年 (ヨ) 第 27 号

債 権 仮 差 押 決 定

当事者及び請求債権の表示 別紙記載のとおり

上記当事者間の仮差押命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立を相当と認め、下記記載の方法による担保を立てさせて次のとおり決定する。
担保の方法： 債権者らが30万円を供託する方法

主 文

債権者の債務者に対する上記請求債権を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は仮に差し押える。

第三債務者は、債務者に対し、上記仮差押えに係る債務の支払いをしてはならない。

債務者は、上記請求債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消しを求めることができる。

平成15年3月26日

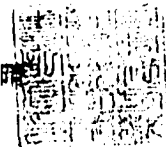
宮崎地方裁判所

裁判官 武田 義 徳

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 佐藤 久



当 事 者 目 録

〒880- [redacted] 宮崎 [redacted]
債 権 者 [redacted]

〒880- [redacted] 宮崎 [redacted]
債 権 者 [redacted]

〒880- [redacted] 宮崎市宮田町11番32号 正カビル3階1号 (送達場所)

電 話 0985-22-0825

FAX 0985-22-0840

上記債権者代理人弁護士 宮 田 尚 典

住 居 所 不 明

債 務 者 [redacted]

カクヤ+

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

第 三 債 務 者 株式会社東京三菱銀行

上記代表者代表取締役 三 木 繁 光

(送達場所)

〒330-0846 埼玉県さいたま市大門町二丁目116番地

株式会社東京三菱銀行 大宮支店

請求債権目録(債権者[REDACTED])

金50万円

但し、債権者[REDACTED]の債務者に対する、下記不法行為責任(民法709条)に基づく損害賠償請求権の内金

記

債権者[REDACTED]が、平成15年3月4日、ヤミ金との交渉を弁護士に依頼し、同日、依頼を受けた債権者ら代理人弁護士が、その日のうちにヤミ金各業者に受任の通知をしていたにもかかわらず、その8日後である平成15年3月12日から、債務者は、氏名不詳のヤミ金業者から債権を譲り受けたと称して、毎日、電話をもって債権者への直接取立を行いつづけただけでなく、債権者[REDACTED]の夫債権者[REDACTED]の職場や近所の住民へも電話を何度もかけるといった貸金業規制法21条(金融庁事務ガイドライン三-二-二)の趣旨に違反する社会的相当性を大きく逸脱した不法行為をし、債権者[REDACTED]は、金50万円に相当する精神的な苦痛と金5万円に相当する弁護士費用という損害(合計金55万円)を受けている。

請求債権目録 (債権者 [] 分)

金50万円

但し、債権者 [] の債務者に対する、下記不法行為責任 (民法709条) に基づく損害賠償請求権の内金

記

債権者 [] の妻が、平成15年3月4日、ヤミ金との交渉を弁護士に依頼し、同日、依頼を受けた債権者ら代理人弁護士が、その日のうちにヤミ金各業者に受任の通知をしていたにもかかわらず、その約7ヶ月後である平成15年3月12日から、債務者は、氏名不詳のヤミ金業者から債権を譲り受けたと称して、毎日、電話をもって債権者らへの直接取立を行いつづけただけでなく、債権者 [] の職場や近所の住民へも電話を何度もかけるといった貸金業規制法21条 (金融庁事務ガイドライン三二二) の趣旨に違反する社会的相当性を大きく逸脱した不法行為をし、債権者 [] は、金50万円に相当する精神的な苦痛と金5万円に相当する弁護士費用という損害 (合計金55万円) を受けている。

修正 差押債権目録 (債権者 [REDACTED] 1分)

金 50万円

ただし、債務者が第三債務者（大宮支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、頭書金額に満つるまで。

記

口座種類	普通
口座番号	[REDACTED]
口座名義	[REDACTED]

仮 差 押 債 権 目 録 (債権者 [REDACTED] 分)

金 5 0 万 円

ただし、債務者が第三債務者（大宮支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、頭書金額に満つるまで。

記

口座種類 普通

口座番号 [REDACTED]

口座名義 [REDACTED]

F A X送信書

平成15年5月23日

藤山文夫先生

〒094-0004 紋別市本町4丁目

電 話：01582(6)2277

F A X：01582(6)2278

発信者：紋別ひまわり基金法律事務所
弁 護 士 亀 井 真 紀

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

先日はヤミ金仮差決定例のファックスありがとうございました。私も本日、ようやく北見の裁判所から決定を頂きました。ご報告を兼ねて送らせて頂きます。問題は、口座に入っているかどうかですが、今後も請求金額の多少に関わらずやっていきたいと思えます。

敬具

仮 差 押 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権の表示 別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の平成15年(ヨ)第9号仮差押命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に代わり第三者亀井真紀に金15万円(釧路地方法務局北見支局平成15年度金第41号)の担保を立てさせ、主文のとおり決定する。

主 文

債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。

債務者は、上記請求債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消しを求めることができる。

平成15年5月21日

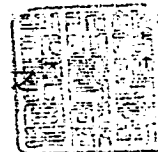
釧路地方裁判所北見支部

裁 判 官 柴 田 雅 司

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 寺 井 智



当事者目録

〒

債権者

〒094-0004

紋別市本町4丁目

紋別ひまわり基金法律事務所（送達場所）

電話 01582(6)2277

FAX 01582(6)2278

上記債権者代理人弁護士 亀井真紀

住所不明（携帯電話番号 090-1394-4326）

債務者 中原昭彦

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

第三債務者 株式会社三井住友銀行

代表者代表取締役 西川善文

（送達場所）

〒171-0031

東京都豊島区目白3-14-1

株式会社三井住友銀行目白支店

請求債権目録

1 金98万7294円

ただし、債務者が、自ら又は他の者に指示するなどして共同で債権者に対し、消費貸借契約がないにも関わらず貸金の返済を迫り、また強い口調で脅すなどして、平成15年4月18日、同年4月21日の2回にわたって債権者に支払をさせたという共同不法行為に基づく損害賠償請求権83万7294円、及び、これにより債権者が精神的苦痛を受けたという共同不法行為に基づく15万円の慰謝料請求権の合計額

仮 差 押 債 権 目 録

金 98万7294円

債務者が第三債務者（目白支店扱い）に対して有する下記銀行口座の預金債権のうち頭書金額に満つるまで。

記

株式会社三井住友銀行 目白支店

普通預金 6713771

中原 昭彦

以上

弁護士蔭山文夫先生
弁護士宮田尚典先生
弁護士亀井真紀先生

F A X 送 信 書

〒792-0026 愛媛県新居浜市一宮町二丁目1番40号
矢野ビル3階西室 菅陽一法律事務所

弁護士 菅 陽 一

Tel 0897-37-3045

Fax 0897-37-3046

(送信日時)

平成15年6月16日午後5時38分

いつもお世話になっております。

先生方にご協力頂いた件に関する、決定書をお送り致します。

なお、23条照会してヤミ金の住所を調べないといけない、と思っていたら、裁判所から、公示送達の上申書を出してくれたら公示送達します、と言われました。

以上

記

送付枚数(本書を含めて。)	5枚
本書	1枚
訴訟委任書	4枚

仮 差 押 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権の表示 別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の平成15年(ヨ)第18号債権仮差押命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に、担保を立てさせないで、次のとおり決定する。

主 文

債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。

債務者は、上記請求債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消しを求めることができる。

平成15年6月9日

松山地方裁判所西条支部

裁判官 安永武央

これは正本である。

平成15年6月9日

松山地方裁判所西条支部

裁判所書記官 平野陽



当事者目録

〒

債権者

〒792-0025 愛媛県新居浜市一宮町二丁目1番40号

矢野ビル3階 西室 (送達場所)

債権者代理人

弁護士 菅 陽 一

電 話 0897-37-3045

FAX 0897-97-3046

住所不明(一般回線電話番号03-5925-1078,

携帯電話番号080-5088-7670)

債務者 国民保証信販こと

ヤマモトこと

ササキトシユキ

〒100-8388 東京都千代田区丸の内二-7-1

第三債務者 株式会社 東京三菱銀行

上記代表者代表取締役 三 木 繁 光

(送達場所)

〒106-0032 東京都港区六本木4-9-7

株式会社東京三菱銀行 六本木支店

請求債権目録

1 金12万6000円

ただし、債権者が金1万8000円を出資法に違反し無効な金銭消費貸借契約締結のために交付し、また、かかる無効な契約のキャンセル料を盾にした債務者の請求に対して、債権者が金7万8000円を不本意ながら支払ったことに基づき、債権者が債務者に対し有する金9万6000円の不当利得返還請求権、及び債務者が債権者に対し執拗な取立行為に及んだことにより、債権者が精神的損害を蒙ったことによる不法行為に基づく金3万円の慰謝料請求権の合計金額。

仮差押債権目録

金12万6000円

債務者が第三債務者（六本木支店扱い）に対して有する下記銀行口座の預金債権のうち頭書金額に満つるまで。

記

株式会社東京三菱銀行 六本木支店

普通預金 1377087

ササキ トシユキ

平成15年4月14日

FAX連絡書

弁護士蔭山文夫先生

Fax : 0799-25-3565

全枚数(本票を含む): 6 枚

件名: ヤミ金仮差の件

拝啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼を申し上げます。
下記のとおりFAXを送付させていただきますのでご検討の上ご査収ください。

敬具

別紙決定5枚ファックスいたします。宜しく願いいたします。

後ほど連絡します ご返信ください ご返信は不要です

〒650-0044神戸市中央区東川崎町1-3-3
神戸ハーバーランドセンタービル10F
TEL:078-371-0171
FAX:078-371-0175
神戸合同法律事務所
弁護士吉井正明
同 辰巳裕規

仮 差 押 決 定

当事者の表示－別紙当事者目録記載のとおり

請求債権の表示－別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の平成14年(ト)第92号債権仮差押命令申立事件につき、当裁判所は債権者の申立てを相当と認め、債権者に下記方法による担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債権者の債務者に対する前記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。

債務者は、前記債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消しを求めることができる。

平成14年12月24日

神戸簡易裁判所

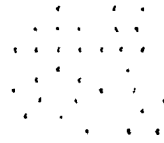
裁 判 官 杉 中 滋 和

記

立担保の方法 (○印を付したのもの)

- 1, 金 万円の供託
- ②, 株式会社近畿大阪銀行(三宮支店)との間に金10万円を限度とする支払保証委託契約を締結する方法による担保
- 3, 金 万円に相当する有価証券総額面金 万円の供託
- 4, 別紙担保目録記載の方法による担保

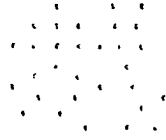




請 求 債 権 目 録

金 500,000円

但し、債権者が債務者より平成14年11月11日、虚偽の事実に基づいて脅迫を受け、これを事実であると錯誤せしめられて30万円を支払ったことに基づき、債権者が債務者に対して有する不当利得返還請求権。



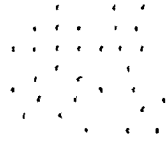
仮 差 押 債 権 目 録

金 500,000円

但し、債務者が第三債務者（王子支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、頭書金額に満つるまで。

記

預金種類	普通預金
口座名義	タカハシ エイジ
口座番号	7173164

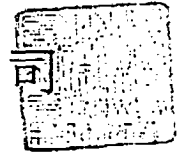


これは正本である。

平成14年12月24日

神戸簡易裁判所

裁判所書記官 八木 隆



ファクシミリ送信状

平成15年4月15日

送信先：弁護士 蔭山文夫 先生
FAX：0799-25-3565

送信枚数：6枚（送信状を含む）

発信人：田島實法律事務所
弁護士 長谷部 信 一
〒650-0016
神戸市中央区橋通2丁目1番9号
グリーンビル2階
電話：078-371-7117(代)
FAX：078-351-6280

〔通信欄〕

いつもお世話になっております。

下記書類を送信致しますので、宜しく御査収下さいますようお願い申し上げます。

なお、債権者の氏名及び住所はブランクにしておきます。

記

仮差押決定正本

全5枚

以上

仮 差 押 決 定

当事者の表示－別紙当事者目録記載のとおり

請求債権の表示－別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の平成15年(ト)第18号債権仮差押命令申立事件につき、当裁判所は債権者の申立てを相当と認め、債権者に下記方法による担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債権者の債務者に対する前記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。

債務者は、前記債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消しを求めることができる。

平成15年2月28日

神戸簡易裁判所

裁 判 官 杉 中 滋 和

記

立担保の方法 (○印を付したもの)

1, 金 万円の供託

②, 株式会社近畿大阪銀行(三宮支店)との間に金1万円を限度とする支払保証委託契約を締結する方法による担保

3, 金 万円に相当する有価証券総額面金 万円の供託

4, 別紙担保目録記載の方法による担保

当事者目録

〒 [redacted] 神戸市 [redacted]

債権者 [redacted]

〒650-0016 神戸市中央区橋通2丁目1番9号
グリーンビル2階

田島實法律事務所 (送達場所)

上記訴訟代理人弁護士 田島 實
同 長谷部 信一

電話 078-371-7117

FAX 078-351-6280

住居所不明

債務者 アサヒコミュニケーションことスガワラヤスフミ

〒100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

第三債務者 株式会社みずほ銀行

上記代表者代表取締役 工藤正

(送達場所)

〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通1-5-8

株式会社みずほ銀行盛岡支店

請求債権目録

金 13万円

ただし、債権者が債務者に対し、法律上無効で元本の返還請求権すら存在しない消費貸借契約のその利息及び元金と称して、平成14年12月26日、3万円を支払ったことに基づき、債権者が債務者に対して有する3万円の不当利得返還請求権及び、債務者が法律上無効な契約をたてにあって、債権者に上記支払をさせたこと及び全く無関係である債権者の娘にまで恐喝まがいの取立て行為をしたという不法行為に基づく10万円の慰謝料請求権の合計額

仮差押債権目録

金13万円也

ただし、債務者が第三債務者（盛岡支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち下記の順序に従い頭書金額にみつるまで。

記

1 差押さえのない預金と差押さえのある預金とがあるときは、次の順序による。

- (1) 先行の差押・仮差押のないもの
- (2) 先行の差押・仮差押のあるもの

2 数種の預金があるときは、次の順序による。

- (1) 定期預金
- (2) 定期積立
- (3) 積立預金
- (4) 通知預金
- (5) 普通預金
- (6) 別段預金
- (7) 当座預金

3 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

以上

これは正本である。

平成15年2月28日

神戸簡易裁判所

裁判所書記官 八木 隆



仮 差 押 決 定

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり
請 求 債 権 別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の平成14年(ヨ)第32号債権仮差押命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に金3万円を供託する方法による担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債権者の債務者に対する上記債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。

債務者は、上記請求債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消しを求めることができる。

平成14年7月10日

神戸地方裁判所洲本支部

裁 判 官 野 路 正 典

当事者目録

〒

債権者

〒656-0024 兵庫県洲本市山手3丁目2番23号 山手コーポ202号
蔭山法律事務所(送達場所)
電話 0799-25-3564
FAX 0799-25-3565
債権者代理人

弁護士 蔭山文夫

住所不明(電話番号03-5338-1227)

債務者 ダイヤモンドこと
イザワマサフミ

〒460-8660 愛知県名古屋市中区錦3丁目21番24号

第3債務者 株式会社ユーエフジェイ銀行
上記代表取締役 寺西正司

(該当する預金の存在する支店)

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目26番5号

株式会社ユーエフジェイ銀行
高田馬場支店

請求債権目録

1 金 11万5000円

ただし、債権者が債務者に対し、法律上無効で元本の返還請求権すら存在しない消費貸借契約のその利息及び元金と称して、平成14年6月6日から同年同月24日まで合計6万5000円を支払ったことに基づき、債権者が債務者に対して有する6万5000円の不当利得返還請求権、および、債務者が法律上無効な契約をたてにあって、債権者に上記支払をさせた不法行為に基づく5万円の損害賠償請求権の合計額

仮差押債権目録

金 11万5000円

債務者が第三債務者(支店扱い)に対して有する下記銀行口座

記

株式会社ユーエフジェイ銀行 高田馬場支店
普通預金 3994965
イザワ マサフミ

以上

これは正本である。

平成 14 年 7 月 10 日

神戸地方裁判所洲本支部

裁判所書記官 佐 柳 宏 信



仮 差 押 決 定

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり
請 求 債 権 別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の平成14年(ヨ)第33号債権仮差押命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に金3万円を供託する方法による担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債権者の債務者に対する上記債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。

債務者は、上記請求債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消しを求めることができる。

平成14年7月10日

神戸地方裁判所洲本支部

裁 判 官 野 路 正 典

当事者目録

〒

債権者

〒656-0024 兵庫県洲本市山手3丁目2番23号 山手コーポ202号
蔭山法律事務所(送達場所)

電話 0799-25-3564

FAX 0799-25-3565

債権者代理人

弁護士 蔭山文夫

住所不明(電話番号03-5817-3785)

債務者 ホープこと
フジサキカズオ

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

第三債務者 株式会社東京三菱銀行
上記代表取締役 三木繁光

(該当する預金の存在する支店)

〒110-0005 東京都台東区上野6-1-14

株式会社東京三菱銀行上野支店

請求債権目録

1 金 9万6000円

ただし、債権者が債務者に対し、法律上無効で元本の返還請求権すら存在しない消費貸借契約のその利息及び元金と称して、平成14年6月14日から同年同月25日まで合計4万9000円を支払ったことに基づき、債権者が債務者に対して有する4万9000円(うち3000円は債務者より返還済)の不当利得返還請求権、および、債務者が法律上無効な契約をたてによって、債権者に上記支払をさせた不法行為に基づく5万円の損害賠償請求権の合計額

仮差押債権目録

金 9万6000円

債務者が第三債務者(支店扱い)に対して有する下記銀行口座

記

株式会社東京三菱銀行 上野支店
普通預金 1513216
フジサキ カズオ

以上

これは正本である。

平成 14 年 7 月 10 日

神戸地方裁判所洲本支部

裁判所書記官 佐 柳 宏 信



F A X 送 信 案 内

2004年3月10日

〔送信先〕 弁護士 蔭山文夫 先生 (fax 0799-25-3565)

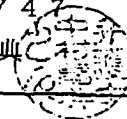
中 村 法 律 事 務 所

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-20 秋庭ビル2階

TEL 03-5919-0745

FAX 03-5919-0747

弁 護 士 中 村 昌 典



〔送信枚数〕 6 枚 (本書含めて)

〔件 名〕 川口簡裁仮差押決定の件

〔通 信 欄〕

お世話になっております。

別紙のとおり送付いたします。

使用するときは適当に債務者名等を隠しておいて下さい。

仮 差 押 決 定

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり
請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の平成16年(ト)第1号債権仮差押命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に担保を立てさせないで、次のとおり決定する。

主 文

債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。

債務者は、上記請求債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消しを求めることができる。

平成16年1月21日

川口簡易裁判所

裁 判 官 鈴 木 信 幸

当事者目録

〒 333-0801

埼玉県

債 権 者

〒 160-0004

東京都新宿区四谷 1 - 2 0 秋庭ビル 2 階

中村法律事務所 (送達場所)

電話 03-5919-0745 FAX03-5919-0747

債権者訴訟代理人弁護士 中 村 昌 典

〒

住所不明

債 務 者

ナガミネ ヨシオ

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号

第三債務者

株式会社三井住友銀行

代表者代表取締役

市 川 博 康

(送達先)

〒112-0012

東京都文京区大塚四丁目45番11号

株式会社三井住友銀行 大塚支店

請求債権目録

1 金25万9500円

ただし、債権者が、自称グローバルカンパニーから、平成15年11月7日から同年11月11日まで、融資のために必要な手数料等などと欺罔されて、債務者名義の銀行口座に送金させられたことに基づき、債権者が債務者に対して有する不当利得返還請求権金26万0500円から、自称グローバルカンパニーが振込手数料名目で送金してきた金1000円を差し引いた残金25万9500円

仮差押債権目録

1 金 25万9500円

債務者が、第三債務者（大塚支店扱い）に対して有する下記銀行口座の預金債権のうち頭書金額に満つるまで

記

株式会社三井住友銀行 大塚支店

普通預金 1311459

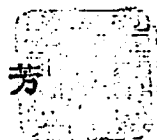
ナガミネ ヨシオ

これは正本である。

平成 16 年 1 月 21 日

川口簡易裁判所

裁判所書記官 園田



仮 差 押 決 定

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の平成15年(ト)第2号債権仮差押命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者らに各金1万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債権者の債務者に対する上記債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差押える。

第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。

債務者は、上記請求債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消しを求めることができる。

平成15年3月14日

都城簡易裁判所

裁判官 川 崎 聡 子

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 大久保 啓



当 事 者 目 録

〒 [] - [] 宮崎県 []
債 権 者 []

〒 [] - [] 宮崎県 []
債 権 者 []

〒 880-0804 宮崎市宮田町11番32号 正力ビル3階1号 (送達場所)

電 話 0985-22-0825

FAX 0985-22-0840

上記債権者ら代理人弁護士 宮 田 尚 典

住 居 所 不 明

債 務 者 [] カタカタ

〒 100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

第 三 債 務 者 株式会社みずほ銀行

上記代表者代表取締役 工 藤 正

(送達場所)

〒 160-0023 東京都新宿区西新宿一丁目17番1

株式会社みずほ銀行 新宿南口支店

請求債権目録(債権者[]分)

金10万円

但し、債権者[]の債務者に対する、下記不法行為責任(民法709条)に基づく損害賠償請求権の内金

記

債権者[]が、平成14年7月25日、負債整理を弁護士に依頼し、同日、依頼を受けた債権者ら代理人弁護士が、その日のうちに債務者に受任の通知をしていたにもかかわらず、その約7ヶ月後である平成15年2月21日から、債務者は、氏名不詳のヤミ金業者から債権を譲り受けたと称して、毎日、電話をもって債権者らへの直接取立を行いつづけただけでなく、債権者[]の娘債権者[]の職場へも電話を何度もかけるといった貸金業規制法21条(金融庁事務ガイドライン三-二-二)の趣旨に違反する社会的相当性を大きく逸脱した不法行為をし、債権者[]は、金10万円に相当する精神的な苦痛と金5万円に相当する弁護士費用という損害(合計金15万円)を受けている。

請求債権目録(債権者[]分)

金10万円

但し、債権者[]の債務者に対する、下記不法行為責任(民法709条)に基づく損害賠償請求権の内金

記

債権者[]の母が、平成14年7月25日、負債整理を弁護士に依頼し、同日、依頼を受けた債権者ら代理人弁護士が、その日のうちに債務者に受任の通知をしていたにもかかわらず、その約7ヶ月後である平成15年2月21日から、債務者は、氏名不詳のヤミ金業者から債権を譲り受けたと称して、毎日、電話をもって債権者らへの直接取立を行いつづけただけでなく、債権者[]の職場へも電話を何度もかけるといった貸金業規制法21条(金融庁事務ガイドライン三一―二)の趣旨に違反する社会的相当性を大きく逸脱した不法行為をし、債権者[]は、金10万円に相当する精神的な苦痛と金5万円に相当する弁護士費用という損害(合計金15万円)を受けている。

仮差押債権目録(債権者 [REDACTED] 分)

金10万円

ただし、債務者が第三債務者(新宿南口支店扱い)に対して有する下記預金債権のうち、頭書金額に満つるまで。

記

口座種類	普通
口座番号	[REDACTED]
口座名義	[REDACTED]

仮差押債権目録 (債権者 [REDACTED] 分)

金10万円

ただし、債務者が第三債務者 (新宿南口支店扱い) に対して有する下記預金債権のうち、頭書金額に満つるまで。

記

口座種類	普通
口座番号	[REDACTED]
口座名義	「 [REDACTED] 」



2003年4月15日

蔭山法律事務所

蔭山文夫先生

Fax No: 0799-25-3565

F A X 送 付 書

弁護士 津久井 進
芦屋事務所 〒 659-0068
兵庫県芦屋市業平町5番20号4階
TEL 0797-34-7623
FAX 0797-34-7624
担当事務局(相 菌)

前略

お世話になります。

ご依頼のありました仮差押決定書（やみ金業者相手で住所が不明なもの）をファックスします。

よろしくご査収下さい。

ファックスが遅くなりましたことお詫びいたします。

草々

仮 差 押 決 定

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり

請 求 債 権 別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の平成15年（ト）第4号債権仮差押命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に金2万円を供託する方法による担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。

債務者は、上記請求債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消を求めることができる。

平成15年2月10日

尼崎簡易裁判所

裁 判 官 大 石 貢 二

当事者目録

債権者

(送達場所)

659-0068 兵庫県芦屋市業平町5番20号トミー・ラ・グラーズ芦屋
弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所

電話 0797-34-7623

FAX 0797-34-7624

債権者代理人弁護士 津久井 進

住所不明

債務者 ファミリアことミウラカズヒト

100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

第三債務者 株式会社みずほ銀行

代表者代表取締役 工藤 正

(該当する預金の存在する支店) (送達場所)

170-0013 東京都豊島区東池袋1-28-1 池袋東口支店

請 求 債 権 目 録

1 金11万5000円

ただし、債権者が債務者より、下記内訳により借り受け（法律上は無効）、下記内訳により支払ったことに基づく、債権者が債務者に対して有する不当利得返還請求権6万5000円、および、平成15年2月4日、債務者が債権者の関係者を強迫して非債弁済を迫ったことによる債権者の債務者に対する不法行為に基づく慰謝料請求権5万円の合計額

記

(借り受けた金額)

平成14年12月12日 6万5000円

(支払った金額)

平成14年12月20日 3万0000円

平成14年12月27日 10万0000円

仮 差 押 債 権 目 録

金 11万5000円

債務者が第三債務者（支店扱い）に対して有する下記銀行口座

記

みずほ銀行 池袋東口支店 普通預金 4183639 ミウラカズヒト

以上

前記は正本である。

同日同庁

裁判所書記官 神 尾

